

建設発生土の受け入れ先募集について

1. 応募の趣旨

資源の有効活用やコスト縮減の観点から小郡市役所道路建設課の工事に伴い発生した建設土について、受け入れ先の募集を行っています。

2. 応募要件

(1) 応募できる方

受け入れ先の要件を満たし、建設発生土の受け入れを希望される方。

(2) 受け入れ先の要件

- 1) 小郡市内での有効活用（土地造成等）に限る。
- 2) 原則、大型ダンプトラック（10t 車）で土砂の搬入ができること。
- 3) 受け入れ地の面積が 1,000m² 以上であり、受け入れ量が 1ヶ所当たり 2,000m³ 程度を超えるもの。

※2,000m³ 以上の土砂の搬出を約束するものではありません。

(4) 次の期間で受け入れが可能なこと。

令和 2 年 11 月 1 日～令和 3 年 2 月 26 日

(5) 受け入れ先にて整地処理等が可能なこと。

(6) 法律、関係条例上、埋立(盛土)等を行うことが可能な土地であること。

3. 応募期間及び応募書類

(1) 応募期間：令和 2 年 8 月 28 日（金）から令和 2 年 9 月 11 日（金）まで

(2) 応募書類：次の書類を郵送又は持込にて小郡市役所道路建設課に提出してください。なお、**令和 2 年 9 月 11 日（金）必着**とさせていただきます。

① 建設発生土受け入れ申込書

② 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証の写し等）

※代理人申請の場合、委任状および受任者の確認ができるもの

③ 土地所有者の同意書（借地の場合は借地契約の写し）

④ 埋立等の許可証の写し（取得中であれば、令和 2 年 11 月 1 日までに取得のうえ提出すること）

⑤ 受入先の写真

⑥ 受入先の位置を示した地図

⑦ 受入先への進入経路を示した図面（国道や県道入口付近からのルート図）

4. 応募後

応募頂いた土地について書類審査及びヒアリング等にて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、土砂の搬入等が問題なく可能と認められれば土砂の受け入れ先の候補となり、小郡市役所にて選考させていただきます。なお、場合によっては応募書類以外の書類についても提出をしていただく場合がありますので、ご協力をお願い致します。

選考の結果については随時、応募者へ通知いたします。

5. 応募の注意事項

- 1) 応募等に関連して要した費用は、応募者の負担となります。
- 2) 提出された書類は、返却しません。
- 3) 書類については、個人情報を除き開示または公表することがあります。
- 4) 土量は、地山換算土量※（m³）とします。

※地山換算土量（m³）とは、土砂が自然の地山時の体積のことです。

6. その他留意事項

- 1) 土砂の搬出先については、公共工事間の活用を優先します。また、原則として経済的な受入先を優先するため、受入先の候補となっても土砂の搬入を約束するものではありません。
- 2) 土砂の搬入（運搬）は、当方が行います。（無料）
- 3) 土砂受入に必要な擁壁等や搬入後の作業等（敷均し、締固め等）は、受入者で行って下さい。
- 4) 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、受入者において確実に行ってください。
- 5) 搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は必ずお願いいたします。
- 6) 工事車両等の搬入口および出口等については、受入者で通行車両等の安全を確保する対策を講じることとします。
- 7) 土砂搬入後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- 8) 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。
- 9) 土砂の搬入による埋立（盛土）等により必要となる水路や擁壁等の設置は受入者で行って頂きます。
- 10) 搬入する土砂は、事前に双方立会のもと確認を行います。
- 11) 搬入された土砂の返却には応じかねますのであらかじめご了承ください。
- 12) 土砂の受入料金は無料とし、持ち込み料等は請求できません。
- 13) 搬入する土砂については小郡市大保 1701 番地先（別紙、位置図のとおり）における道路建設課の工事において発生した現状のものとしします。
- 14) 搬入した土砂を転売したり、他の箇所へ搬出することはできません。

7. 応募書類の提出先及び募集に関する問い合わせ先

小郡市役所道路建設課

〒838-0142 小郡市小郡 255-1

TEL：0942-72-2111

担当：道路推進係 高尾

位置図 S=1:5,000

